

第 60 回スーパーマーケット・トレードショー2026 山形県ブース 装飾等業務 基本仕様書

1 委託業務

第 60 回スーパーマーケット・トレードショー2026 山形県ブース装飾等業務

2 期 間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで

3 事業目的

山形県産農林水産物を使用した加工食品等について、第 60 回スーパーマーケット・トレードショー2026 山形県ブース(以下「山形県ブース」という。)の出展により、多数のバイヤーに PR・訴求し、首都圏等の大消費地の小売店等への販路開拓・拡大を支援する。

4 業務内容

山形県ブース出展にあたり、出展事業者及び出展商品等の紹介を効果的に演出した装飾の企画・設営等を行うこと。

(1) 概 要

- ① 山形県ブースの装飾デザイン、設営、施工及び撤収
- ② 山形県ブースへの集客のための、SNS 等を活用した、出展企業並びに出展商品のバイヤー向け PR 動画の制作
- ③ PR 動画を活用した山形県ブースへの集客のための情報発信
- ④ 手提げ等のノベルティグッズ作成
- ⑤ その他、山形県ブースの企画及び設営に関し必要な業務

(2) 詳 細

①装飾全般

(イ) 来場者に対し、山形県ブースであることが明確に伝わる装飾であり、かつ、インパクトを与えるデザインであること。装飾には「おいしい山形」の文言を用いること。

(ロ) 全出展事業者の商品の現物を集めた展示台を作成すること。

②小間配置及び備品の配置

(イ) 出展事業者が商談しやすく、かつ、バイヤーが各出展事業者小間に立ち寄りやすい配置とすること。

また、山形県ブースを訪れるバイヤーの動線に出来るだけ偏りが生じないような配置とすること。

なお、床面は商談に支障をきたすような凹凸がないようにすること。

(ロ) 山形県ブースの構成はスペース小間 10 小間 (18 社出展事業者) を予定とする。

また、出展事業者ごとに以下備品を配置するとともに、必要に応じてコンセント等の電気工事を行うこと。

なお、商品及び社名版については、蛍光灯、スポットライト等、照明を効果的に活用し、明るいイメージとなるよう配慮すること。

《配置備品》

- ・社名版（統一のデザインとすること）
 - ・背負い看板（イチ押し商品等の画像を含んだデザインで、取り外し可能なもの）
 - ・展示台（テーブルクロス付）
 - ・展示用ひな段（可動式、取り外し可能なもの）
 - ・折りたたみ椅子（2脚）
- (ハ) 山形県ブース内に出展事業者が共同で使用するストックヤードを組入れ、調理場、給排水設備（水道配管及び2槽シンクタンクを含む。）、業務用冷凍冷蔵庫及び電源の確保、折りたたみ椅子（10脚）、ハンガーラックの設置並びに棚等を備えた保管スペースを確保すること。
- (ニ) 装飾工事の基準は、第60回スーパーマーケット・トレードショー 2026の出展細則によることとし、幹線工事及び配線工事については、スーパーマーケット・トレードショー運営事務局等への必要な申請手続きを行うこと（今年度の設置基準が示された後は、当該基準を満たすこと）。
- (ホ) 設営及び会期中に山形県ブース内の清掃及びごみの処分を毎日行うこと。
- (ヘ) 山形県ブースの撤収及び廃材処理を行うこと。
ただし、「背負い看板」については、会期終了後、各出展事業者に送付すること。
- また、会期終了後、宅配荷物運搬のための台車を5台程度用意し、宅配荷物の発送手続きを一括して行うこと（発送に係る費用は出展事業者が負担する）。

③バイヤー向け出展企業並びに出展商品のPR動画の制作

- (イ) 山形県ブースへの集客を図るため、山形県ブース内の各出展事業者及び出展商品を紹介するバイヤー向けPR動画の制作を行うこと。
- (ロ) PR動画については、予算の範囲内で制作し、各出展事業者及び出展商品を紹介するものとする。

④制作したPR動画の発信

- (イ) 制作したPR動画については、会期10日前から会期後7日間発信を行うこと。
- (ロ) 会期期間中においては、山形県ブース内にてモニター等を使用したPR動画の放映を行うこと。

⑤手提げ袋の作成

- (イ) 山形県の農林水産物等に関する装飾を施した手提げ袋を作成すること。
なお、手提げ袋はコットンマチ付きトートバックとし、規格は幅420mm、高さ380mm、マチ幅130mm程度とすること。

(ロ) 作成数は1,200枚とし、以下のとおり納品すること。

納品場所	数量	期 日
山形県ブース	1,200枚	令和8年2月17日(火)午後

⑥背負い看板の作成

(イ) 壁面に掲示できる背負い看板(A1ポスター程度のサイズ)を出展事業者ごとに1枚ずつ作成することとし、各出展事業者の代表商品等をPRできるデザインとすること。

⑦管理運営体制

(イ) 小間及び備品の配置、設営工事並びに許可申請書類の作成、その他手続き等について、やまがた食産業クラスター協議会及び出展事業者と連絡調整を行うこと。

(ロ) 設営時、会期中及び撤収時に、運営管理に関する問い合わせがあった場合、すみやかに対応すること。

⑧その他の業務

(イ) 委託業務に係る実施計画書、実施報告書その他の必要な書類を作成すること。

(ロ) やまがた食産業クラスター協議会が開催する出展事業者全体説明会(11月に山形市内で開催予定)において使用する資料(配置図及び提出書類等)を作成し、出展事業者に対し説明を行うこと。

(ハ) その他、山形県ブースの出展にあたり、必要となる業務を行うこと。

⑨費用負担

(イ) ①～⑧に規定する事項に係る経費の支払いを行うこと。

5 成果品

本業務の成果品として、業務の実施状況や実施状況等を記載した業務完了報告書を2部提出すること。

6 その他留意事項

(1) 本委託業務の成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条第1項に規定する著作権をいう。)の全部は、やまがた食産業クラスター協議会に帰属する。

(2) 照明や電気・ガス、水道等の施工、会場への搬出入、設営、装飾等の施行にあたっては、会場の規程、指示等を遵守すること。

(3) 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等について適宜報告し、委託者の指示に従うこと。

(4) 本仕様書に定める事項以外の事項については、委託者の指示に従うこと。

(5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。